

		平成 年 月 日 税務署長殿	所管 業種目 概況書 要否 別表等	※ 青色申告 一連番号
納税地 (フリガナ)	電話 () -	事業種目	整理番号 事業年度(至)	売上金額 兆 十億 百万
法人名 (フリガナ)		期末現在の 出資金の額	申告年月日	申告区分 序指定局指定指導等区分
代表者 自署押印		経理責任者 自署押印	通通信日付印 確認印 省略 年 月 日	年 月 日
代表者 住所		旧納税地及び 旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織 再編成に係る契約書等の写し、組織再編 成に係る移転資産等の明細書	

平成 年 月 日

要 否
 要 否

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (47)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (34)又は(37)	2		欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	外	13	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「18」+別表六(七)「9」+別表六 (八)「17」+別表六(十)「19」+別表六(十一) 「18」+別表六(十四)「26」+別表六(十七)「20」+ 別表六(十八)「18」+別表六(二十一)「17」)	3		計 (12)+(13)	外	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		この申告が修正申告である場合	所得金額又は 欠損金額	15	
リース特別控除戻取税額 (別表六(十二)「30」+別表六(十五) 「30」+別表六(十九)「30」+ 別表六(二十二)「30」+別表六(二 十四)「30」+別表六(二十六)「31」)	5		この申告前の 還付金額	課税土地譲渡 利益金額	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+ 別表三(三)「20」+別表三(四)「14」)	6	0 0 0	同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	法人税額	17	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		この申告の修正 申告の場合	外	18	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		欠損金又は災害損失金等の 当期控除額 (別表七(一)「20」+別表七(二) 「11」+別表七(三)「31」)	外	19	0 0
控除税額 ((8)-(9)+(45)のうち少ない金額)	10		翌期へ繰り越す欠損金又は 災害損失金 (別表七(一)「3の合計」)	欠損金又は災害損失金 等の当期控除額	20	
差引この申告により納付す べき法人税額(8)-(9)-(10)	11	0 0	この申告の修正 申告の場合	翌期へ繰り越す欠損 金又は災害損失金	21	
特例税率の適用がある 場合	24	0 0 0	(24)の18%相当額	22	22	
(1)のうち800万円相当額以下 の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	25	0 0 0	(25)の22%相当額	23	23	
(1)のうち24)を超える10億円相当 額以下の金額 $99200万円 \times \frac{1}{12}$	26	0 0 0	(26)の26%相当額	法人税額 (31)+(32)+(33)	34	
(1)のうち10億円相当額を超える 金額 (1)-10億円 $\times \frac{1}{12}$	27	0 0 0	(28)の18%相当額	(28)の18%相当額	35	
所得金額(1) (24)+(25)+(26)	28	0 0 0	(29)の22%相当額	法人税額 (35)+(36)	37	
(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	29	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40	0 0
(1)のうち800万円相当額を 超える金額 (1)-(28)	30	0 0 0	同上	同上	41	
所得金額(1) (28)+(29)	38	0 0 0	控除税額の額 (別表六(一)「6の③」)	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	48	
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	39	0 0 0	外国税額 (別表六(二)「21」)	決算確定の日	平成 年 月 日	
同上	42	0 0 0	計 (42)+(43)+(44)	還付を受ける金融機 関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等 預金
所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	43		控除した金額 (10)	口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-
みなし配当の25%相当額 (別表六(一)「23の計」)	44		控除しきれなかった金額 (45)-(46)	※税務署処理欄		
外国税額 (別表六(二)「21」)	45					
計 (42)+(43)+(44)	46					
控除した金額 (10)	47					
控除しきれなかった金額 (45)-(46)	48					

税理士
署名押印

㊟